

第8期（令和3年度～令和5年度） 介護保険料の所得段階設定について

【 第8期介護保険料 令和3年～令和5年度 】

段階	対象者	基準額に対する比率	保険料年額 (月額)
第1段階	①生活保護を受けている方 ②高齢福祉年金を受けていて、世帯全員が特別区民税非課税の方 ③中国残留邦人等支援給付を受けている方 ④世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が80万円以下の方	0.25	18,000円 (1,500円)
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.40	28,800円 (2,400円)
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、第1～2段階に該当しない方	0.65	46,800円 (3,900円)
第4段階	本人が特別区民税非課税（同じ世帯の方が特別区民税課税）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が80万円以下の方	0.82	59,040円 (4,920円)
第5段階 (基準額)	本人が特別区民税非課税（同じ世帯の方が特別区民税課税）の方で、 第4段階に該当しない方	1.00	72,000円 (6,000円)
第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.10	79,200円 (6,600円)
第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	90,000円 (7,500円)
第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が210万円以上260万円未満の方	1.50	108,000円 (9,000円)
第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が260万円以上320万円未満の方	1.60	115,200円 (9,600円)
第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.80	129,600円 (10,800円)
第11段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が370万円以上420万円未満の方	1.90	136,800円 (11,400円)
第12段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	2.00	144,000円 (12,000円)
第13段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が520万円以上700万円未満の方	2.35	169,200円 (14,100円)
第14段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.65	190,800円 (15,900円)
第15段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.95	212,400円 (17,700円)
第16段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方	3.25	234,000円 (19,500円)
第17段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2,500万円以上の方	3.55	255,600円 (21,300円)

※公費による負担軽減強化の継続により、第1段階から第3段階の保険料が軽減されています。

※「特別区民税」は、東京23区以外の場合「市町村民税」にあたります。

※「課税年金収入額」は、特別区民税の課税対象とされる公的年金等の収入です。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金の所得（雑所得）を除いた所得金額です。ただし、介護保険料の算定には給与所得が含まれている場合、給与所得から最大10万円を控除した金額を用います。

※「合計所得金額」とは、年金や給与などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額の合計で、所得控除（扶養控除や医療費控除等）や損失の繰越控除をする前の金額をいいます。ただし、介護保険料の算定には租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、特別控除額を控除した後の金額を用います。

※令和3年度から令和5年度までの介護保険料算定の特例として、合計所得金額に給与又は公的年金等に係る所得が含まれている場合、給与又は公的年金等に係る所得の合計額から最大10万円を控除した金額を用います。